

# 新型コロナウイルス感染症の予防接種について（65歳以上）

## 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。症状は、呼吸器感染症なので、発熱、咽頭痛、咳などが中心となります。

## 2 新型コロナワクチンについて

新型コロナワクチンについては、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

## 3 新型コロナ予防接種後の副反応について

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

また、稀な頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きたときには、医療機関ですぐに治療を行うこととなります。また、mRNA ワクチンでは、頻度としてはごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されており、ワクチン接種後に、胸の痛みや息切れなど、症状が現れた場合は速やかに医療機関に連絡してください。

## 4 予防接種を受ける前に

接種回数は本期間中（10/1～1/31）1人1回のみのため、誤って2回以上の接種としないよう、十分に注意してください。

新型コロナワクチンの予防接種について、必要性や副反応等をこの説明書をよく読んで理解した上で、自らの意思で接種するかしないかを判断しましょう。

ワクチン接種は体調のよいときに受けるのが基本ですので、特に基礎疾患のある方は、病状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は避けた方がよいと考えられます。

気にかかることや分からないことがあれば、あらかじめかかりつけの医師に相談し、十分に納得できない場合は、接種を控えてください。

## 5 予診票の記入について

- (1) 予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。
- (2) **必ず、ボールペンで記入してください。**
- (3) 予診票は、本人が書くことが原則です。代筆をお願いする場合は、接種を受ける方の状況がよくわかる方で、①家族又は親戚②身の回りの世話をしている方（介護者等）が代筆できます。

裏面もご覧ください

## 6 予防接種を受けることのできない方

- (1) 接種当日、明らかに発熱している方
- (2) 重い急性疾患にかかっている方
- (3) ワクチンの成分に対しアナフィラキシーなど重度の過敏症（※）の既往歴のある方
- (4) その他、医師が接種不適当な状態と判断した場合

※アナフィラキシーや、全身の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる全身の症状。

## 7 予防接種前に担当医師とよく相談をしなくてはならない方

- (1) 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
- (2) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (3) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患のある方
- (4) 過去にけいれんをおこしたことがある方
- (5) 新型コロナワクチンの成分に対してアレルギーがある方
- (6) 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がでたことがある方
- (7) その他、体調のことで心配のある方

## 8 接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 接種を受けた後30分程度は、急な副反応がおこることがありますので、医療機関内で様子をみられるか、医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- (2) お風呂は入ってもかまいませんが、注射した部位を強くこすらないで、短時間の入浴にしてください。
- (3) 接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、安静にすごすように心がけ、はげしい運動や大量の飲酒はさけましょう。
- (4) 接種を受けた後に、接種したところの異常反応や体調に変化があった場合は、速やかに医師（医療機関）の診察を受けてください。

## ○予防接種健康被害救済制度

予防接種法に基づく予防接種の副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

その健康被害が予防接種によるものかの因果関係を、各分野の専門家が国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に、給付を受けることができます。

◎不明なところや心配なことなど、下記の間合せ先までご連絡ください。

### 【問合せ先】

鹿屋市健康増進課（保健相談センター）

☎ 0994-41-2110